事業の区分	調整指数	国の補助の割合
(一) 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕（(二)及び(三)並びに第一項の表(三)及び(四)に規定するものを除く。）	一以下である場合	十分の五・五
	一・〇一以上一・〇九以下である場合	十分の六
	一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の六・五
	一・一九以上一・二五以下である場合	十分の七
(二) 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で道の区域内において行われるもの（(三)に規定するものを除く。）	一・〇九以下である場合	十分の六
	一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の六・五
	一・一九以上一・二五以下である場合	十分の七
(三) 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で離島振興対策実施地域内において行われるもの	一以下である場合	十分の六
	一・〇一以上一・〇九以下である場合	十分の六・五
	一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の七
	一・一九以上一・二五以下である場合	十分の七・五（市町村が行う場合にあっては十分の七）

第二条第四項中「第一項」を「前三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の規定は、平成二十九年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十九年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二十八年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成二十九年度以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十九年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

○国土交通省令第十九号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第四項の表一(七)項中「第四十条の四」を「第百六十二条」に改め、同項各階平面図の項中「第百八条第一号」を「第二百二条第一号」に改め、同表(九)項消費機器の仕様書の項中「特定地下街等」を「ガス事業法施行規則第二十一条に規定する建物区分（以下この項において単に「建物区分」という。）のうち特定地下街等」に、「第百八条第十号」を「第二百二条第十号」に、「ガス漏れ警報装置」を「ガス漏れ警報器」に改め、同表(九)項消費機器の構造詳細図の項中「ガス事業法施行規則第百六条第二号イに規定する」を削る。

（流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）を次のように改正する。

第一条第二号及び第十八条第二号ロ中「同法第二条第一項に規定する一般ガス事業及び同条第三項に規定する簡易ガス事業に限る」を「同法第二条第二項に規定するガス小売事業を除く」に改める。

（都市計画法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「同条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る」を「同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く」に改める。

一　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第四十三条の七第十九号

二　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）第八条第十八号

三　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第二号）第一条第十八号

四　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）第二十四条第十九号

五　国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）第六条第十九号

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（以下この条において「新流通業務市街地の整備に関する法律施行規則」という。）第一条第二号及び第十八条第二号ロの規定の適用については、改正法附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下単に「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）が同項の義務を負う間、新流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第一条第二号及び第十八条第二号ロ中「ガス小売事業」とあるのは、「ガス小売事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業を除く。）」とする。

2　新流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第一条第二号及び第十八条第二号ロの規定の適用については、改正法附則第二十八条第一項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者（以下単に「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」という。）が同項の義務を負う間、新流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第一条第二号及び第十八条第二号ロ中「ガス小売事業」とあるのは、「ガス小売事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業を除く。）」とする。

（都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の都市計画法施行規則（以下この条において「新都市計画法施行規則」という。）第四十三条の七第十九号の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二十二条第一項の義務を負う間、新都市計画法施行規則第四十三条の七第十九号中「ガス小売事業」とあるのは、「ガス小売事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業を除く。）」とする。